

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。</u></p> <p><u>(理事長の報酬の特例)</u></p> <p><u>2 令和 7 年 12 月に支給する理事長の期末手当の額は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(副理事長の報酬の特例)</u></p> <p><u>3 令和 7 年 12 月に支給する副理事長の期末手当の額は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 5 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	<p>・理事長及び副理事長の令和 7 年 12 月期の期末手当にを減額するための改正</p>